

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

早速ですが質問いたします。まず初めに、水源地域の保全について質問をいたします。

岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全について。外国資本などによる森林買収を含む売買の把握について。土地の適正利用に対する考え方について。指定水源地域以外の水源地域の保全の現状についての4点をお尋ねいたします。

近年、全国各地で外国の法人や個人による土地の取得が進んでいるといったニュースが増えており、特に北海道の広大な土地や水源地、長野県や九州などの自然の豊かな山林、京都や東京といった都市部でもホテルやマンション、商業施設など購入が急増しています。日本では外国人や外国資本による土地取得に対し実効的な禁止や規制がありません。日本国籍を持たなくても、日本国内の土地を購入できますし、登記には国籍の記載義務はなく、法人の名義であればほとんど把握はできません。

そのため、国では2021年に重要土地等調査法が公布され、安全保障上重要な施設、これは自衛隊施設や原子力発電所などの周辺土地や、国境、離島周辺の土地利用を規制、調査ができるようになりました。しかし、利用規制や事前届出の義務の強化であり、取得を禁止するものではありません。多くの市町村では土地の取引を事前に把握することや、許可制にする法的な権限はなく、国の範囲内でしか動くことはできないのが現状です。

岐阜県では豊かな森林に恵まれ、水資源にも大変恵まれているため、土地の売買が水源としての山林を含め保全への影響が大きいと心配をされます。そのため平成25年に、岐阜県水源地域保全条例が制定され、水源地域の保全に関し基本理念を定め、関係者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項及び水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置などを定めることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とされています。指定された水源地域内の土地で売買、贈与、交換、地上権の設定などされる場合は、その契約の30日前までに県への事前の届出が必要です。令和3年には、水源地域内の土地が森林以外に利用されることも懸念される中、森林法に基づく許可が必要なものを除き、事前に把握することができなかったため、水源地域内における開発行為を行おうとする60日前までに事前届出を義務化するなどの条例改正がされました。飛騨市にも水源地域に指定されている地域があります。森林も含め地域保全について質問をいたします。

1つ目には、岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全についてを伺います。県は公共用に使用されている水源地及びその周辺区域で、水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があると認める地域を水源地域として指定しています。指定に当たっては、市町村や岐阜県水源地域保全審議会の意見をまとめて指定されており、現在、飛騨市では神岡町、宮川町の計15か所があります。保全の対策など現状はどのようなものでしょうか。

2つ目は、外国資本などによる森林買収を含む売買の把握についてです。耕作放棄地の増加や山林の管理が難しい中、市町村レベルでは土地取引を事前に把握する権限がないため、取引が完了した後、初めて知るケースが多く、対処できないことが多いようです。住民の暮らしの安全を守るためにも、固定資産税や登記の情報の強化が求められます。所有者の把握や現状をお尋ねい

たします。

3つ目は、土地の適正利用に対する考え方はどのようなもののでしょうか。土地をどのように生かし守っていくのか。昔から大切に守られてきた土地であり、そこには地域の自然や文化、歴史というかけがえのないものが詰まっています。誰に渡り、どのように使用されるのか。現在、社会問題となっているのはそこではないでしょうか。市のお考えや対策をお尋ねいたします。

4つ目、指定水源地域以外の水源地の保全の現状は。岐阜県に指定されている地域以外の水源地の現状もどのようになっているのか。私たちの生活に欠かせない豊かな水を守り、土地を未来に残すためどのようにされていますか。それぞれ持ち主の事情もあると理解をしていますが、安全保障や持続可能な地域であるためにも、みんなで守り続ける意識が大切ではないでしょうか。保全の現状についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

水源地域の保全について御質問をいただきました。まず、岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全についてお答えします。岐阜県は、公共用水源を守るため、平成25年に岐阜県水源地域保全条例を制定し、特に重要な地域を水源地域として指定しております。対象となるのは、公共の水道事業に利用される河川やダム湖などの表流水で、その機能維持に必要な周辺区域を含みます。地下水や小規模な湧水は、原則として指定の対象外です。

飛騨市では、神岡町及び宮川町の15か所が水道水源として表流水を利用していることから指定されております。一方、古川町と河合町は地下水や湧水を主に利用しており、指定対象には含まれていません。

保全対策として、指定地域では土地売買や贈与について30日前までの県への届出が義務づけられ、また開発行為も60日前までの事前届出が必要です。県はこれを確認し、必要に応じて中止や変更を求めることができ、違反時には指導や勧告を行える仕組みとなっております。市といたしましても県と情報を共有し、不適切な土地利用の兆候が見られた場合には速やかに伝えるなど、森林の保全と水源の安定確保に努めてまいります。

次に、外国資本等による森林買収を含む売買の把握についてお答えします。近年、全国的に外国資本による森林や水源地の取得が報道され、水源保全への影響が懸念されております。飛騨市においても、こうした取引が行わないか注視することは重要であると認識しています。

しかしながら、土地の取引については法制度上、市が契約前の段階で直接把握することはできず、契約成立後に登記などを通じて初めて情報が動く仕組みとなっております。このため、市が独自に全ての取引を事前に把握することは難しい状況です。

一方で、固定資産税課税事務において登記簿を通じて新たな所有者を確認できるほか、森林法に基づく所有権移転の届出や、県条例による土地取引の事前届出を通じて、一定の情報を得ることが可能です。今後も、こうした情報を的確に活用しながら、水道水源をはじめとした地域の保全に影響を及ぼすことのないよう努めてまいります。

3点目の土地の適正利用についてお答えします。土地は農業や林業の基盤であるとともに、森

林や農地を通じて水を蓄え、浄化し、緩やかに流す水源涵養機能を担っています。この機能が完全に保たれることにより、水道水源や農業用水が安定的に確保されます。市といたしましては、今後も水源地保全の観点を重視し、森林や農地が持つ涵養機能を損なうことのない土地利用を進めてまいります。

4点目の、指定水源地域以外の水源地の保全の状況についてお答えします。指定水源地域は、主として表流水の取水点とその上流域が対象であり、古川町や河合町で主に利用している地下水や湧水は条例の対象外です。しかしながら、地下水や湧水も市民生活に欠かせない大切な水源であり、その保全の重要性は変わりません。

このため市では、地下水の実態把握を進めるため、令和5年度から岐阜大学の水文学の専門家に依頼し、古川盆地の地下水涵養性について調査を行っています。調査では、季節や農作業の時期と地下水位の変化を複数の井戸で観測しており、その結果、幾つかの特徴が明らかになってきています。

まず、水田のかんがいが始まる時期には、降水量が少ないにもかかわらず地下水位の上昇が確認され、水田からの浸透が地下水涵養に寄与していることが示されています。一方で、収穫前の落水期には、降水量が多くても地下水位は低下傾向を示し、かんがい水の停止が地下水位に影響していることがうかがえます。さらに、冬季には消雪のための取水によって地下水位が急激に低下しますが、その後は速やかに回復しており、このことから森林に降った雨や雪が古川盆地に至るまで安定的に存在し、地下水を継続的に補っていると推察されます。

すなわち、森林と水田が互いに支え合いながら地下水涵養機能を維持していることが、観測結果から示されつつあります。市としましては、県条例による指定地域に限らず、森林や水田を含む多様な水源を貴重な資源と捉え、こうした調査で得られる科学的根拠を基に、地下水などの持続的な利用と適切な保全を進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（小笠原美保子）

ちょっと確認をさせていただきます。一番初めのところなんですけども、やっぱり県の届けなので、県で把握している話であるんですけども、その売買のときに市で共有もできるって、先ほどこちょっとおっしゃったと思うんですが、今まで地域保全のその地域ですよ、そこのところが例えば森林であるとか、土地の売買とか、所有者の把握というのは今現在どういう状況なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

所有者には、例えば所有権移転等については、普通は税務課のみとか関係部署になるんですけども、私ども、森林のほうになりますので、そういった開発行為ですね、どちらかというところのほうですね、森林を例えば伐採するとか、そこについてはこちらのほうに届けが出てきますので、そちらのほうを把握しております。

○3番（小笠原美保子）

なかなか難しい話だと思うんで、私もちょっと突っ込んだことは聞きませんが、一番心配

しているのが、午前中にも質問に山林関係は出てきたと思うんですが、所有者がやっぱりなかなか手が回らなくて管理が不全のところがあるのかなって思っているんですが、そのところで、例えば環境保全というものが大事ではあるとは思っています。水源のところなんかは特にほったらかしにされていて土砂災害が起きたりとか、水のところの大事な本のところの影響があるのではないかなと思うんですが、例えば今、所有者の方にその保全の部分がきちんとできているかっていうのは、確認とか働きかけというのはされているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

水というのは、議員御指摘のとおり循環するものです。なので、土地の中で森とか水田とか、この町場も含めて、どう循環するかということを私どもは認識するというのが、まず必要だと思っています。その上で、例えば水田、今回、前川議員の質問でもお答えしたんですが、例えば森林であれば、そこを整備というか保全していかないと、結局、水には影響してくるということになります。例えば、神岡町ですと表流水になりますので、どちらかという降った雨とか雪が解けて流れてくる。あるいは、河合では湧水を使っていますけれども、そこは一旦、地下に浸透したものが湧き出てくる。古川町のほうの古川盆地に至っては、帯水層と呼ばれる盆地の中の礫ですね、今そこを可視化しようとしていますけれども、そこに一回、要は見えないところですね、そこに入ったものを要はポンプアップして、高野の辺りなんですけど、それから下ろしていくと、こういう循環するということが必要なんですけれども。

つまり、そこを農林業のところ担っているということが大きいということです。なので、例えば水田が耕作放棄地になれば、当然その水を運ぶ水路に土砂がたまったりしますので、そういったところは例えばいろんな事業がありますけれども、例えば中山間地直接支払とか、農地水の国の事業を使ったりですとか、当然、地元の方の御協力を得て、そういった政策を重ねて面なり点で守っていくというようなことが重要であるかというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

はい、循環ですね。ありがとうございます。水の話、私は水源地は難しいと思うんですけども、やっぱり結局、何が一番大事なのかって思ったら、みんなが蛇口をひねって、普通に水が出てくるっていう、その大事なシステムのところが心配なく使えるというのが、大事なんだと思っているんですけども、古川は地下水って先ほどおっしゃったんですが、やっぱり冬になると消雪で皆さん使われるので減るっておっしゃったんですけども、でもこれ、また田植の頃には上昇してくるかってお話がありましたけど、少なくなったり、減ったりとかというのを繰り返して、なかなか一定という感じではないのかと思うんですが。

消雪の話をとちょっとさせてもらいたいんですけど、実は私のうちの前は消雪がないんですね。自分の手でかかなきゃならなくて。お嫁に来てからもうかれこれ40年近く、ずっと消雪をつけてほしいというのは区で上がっている話だというのは伺っています。そのたびに、やっぱり水がないって言われるっていう話だったんですよ。普通に考えてその前後、うちの道を挟んで前後の道はみんな、どんな細い道にも消雪がついていて水が流れているんですけども、それを見ていると、水が足りないってどうしてって思うんですよね、たったそんだけのところにつかないというのが。

その地下水っていうものの低下するとか、増えるとかというそのレベルが私には分からないんですが、例えば道1本に消雪つけて、本当に足りなくなるほど切羽詰まっている状態なのかとか、そういったところはどうやって把握していらっしゃるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

市内の道路消雪のことについてお尋ねでしたので、私からお答えさせていただきますが、特に古川町の市街地につきましては、消雪の井戸がかなり込み入った状態で設置してあります。これまでも消雪の井戸が動く場合は、同時に全ての井戸が動きますので、古川町市街地、こちら右岸側でポンプが同時に動きますと、左岸側にある上水道の水源の水位まで下がるぐらいの影響がございます。また、消雪の井戸が同時に動いた場合に、100メートル以内にも幾つか固まってあるところもございまして、それぞれが干渉し合って、水量の少ないところは途中で水が止まってしまうとか、そういう状況も見られております。こういうのを過去に何度も調査をいたしまして、現在は全ての井戸が干渉し合う状況だということが分かっておりますので、あまり路線を増やして消雪の路線を増やすことが難しい状態であるということが分かっておりますので、様々な地区から要望もございますが、そのようなことにお答えして、御理解をいただいておりますのでございます。

○3番（小笠原美保子）

大体想像していた内容です。ありがとうございます。水源の保全の中で、きれいな水を保つというのは、河川の汚染の話とかも出てくるとは思うんですけども、汚さないように川のごみを拾いましょうとか、減らしましょうとか、排水の問題とかもいろいろあると思うんですけども、そこら辺の考え方っていうのは、ちょっと大きな話になってくるんですけども、どういうふうに。

今年度の予算のところでプラスチック肥料が汚染の問題に関わっているという話を聞いたんですが、私、その話をちょっとずっと考えていて、今の川の話で。確かに田んぼで全部使っていて、それがもう何十年も使い続けていたりしたらすごい量になるだろうなというのを思ったんですが、そこをところを実証実験されるという話なんですけども、例えば今、目に見えてどういうふうに被害が出ているとか、実証実験されながらどういう方向へ向かっていくのかというのは、ちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員御指摘のとおり、水源というとやっぱり量的な問題ですよね、量の確保。一方で、水は循環するわけなんで、様々なものを運ぶということになります。栄養価の高い例えば腐葉土層のいろんなものを運んだりとか、逆に言うと人間が今のプラスチックみたいなものも、結局は水が運ぶということなので、水質の問題というのも考えていかなきゃならないということです。

私どもが今年度から始めた一例で、実は水田の、要は水稻に使う肥料が合理的にやるために、1回まけば済むというものがプラスチックでコーティングされたものが使われていることが多いということです。それも生産者自身がそれを知らないで使っていて、後から出てくるこのプラ

スチックの殻は何だっという問合せも今年度ありました。そこが課題だと思っていまして、それで、じゃあそれを替えようという話になると、プラスチック肥料のほうは割れながらだんだん肥料が溶けていきますので、収量が順調に取れるんだけど、別のプラスチックコーティングしてない、今、硫黄というものでコーティングする肥料を考えているので、それだと収量が落ちるんじゃないかということが懸念されることもありましたので、そこが同等かどうかというのを今年度実証をしているということがございます。

プラスチックは砕けたら砕けるほど、つまりマイクロ化しますので、今の最新の研究ではもう人体まで入ってくるところまで上げられています。使ったら回収のしようが、極端に言うと難しいですね。なので、そういったことで特に水田というのは面的に大量に使いますので、そこを今、飛騨市と、それからJAひだと肥料メーカーで連携協定を結んで実証を進めているということです。もちろん水源に係ることなので、今、高山市と下呂市と、それから白川村のほうと、県、それからJA等にもお声かけとして、これは水源として広げていくということで、今、検討を進めているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。本当に必須の話になってくるのかなと思って伺ったんですけども、確かにオーガニックとか言ってる時代に、それを使い続けるのはいかがかなとは、手間がかかるっていえばそれまでかもしれませんけども、大事なことかなと思って伺いました。おっしゃるとおり、やっぱり飛騨市だけで取り組むとかっていうのではなくて、川にしたって、山にしたって、全てつながっていますので、飛騨地域で取り組んでいただかなきゃいけないという話にはなるんですけども、今のその肥料だけではなくて、ほかのことで一緒に連携してやっているというのがあるのならば、ちょっと今この場で教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の広域でもプラスチックのことについても、まだ事務方レベルというか、そこで進めているところなんですけれども、じゃあ何でという話なんですけど、当然、環境に負荷をかけないということは、まず大事なことです。プラス、今、飛騨エリアですね、JAひだ管内、高山、下呂、白川村も含めて、そのブランド化をどう進めるかという中で、今までは飛騨の米はおいしいというところだったものを、やはり環境に負荷をかけないという、その環境的な価値ですね、それも併せて消費者に共感いただくということができないかということで、ここもまだ事務方なんですけど、今、近隣の市と村と協議を進めているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございました。全て環境問題に関わってくる話だと思うので、また今後も私も勉強させていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は、道徳教育について質問いたします。現在の道徳教育はどのように行われているのか、どのような課題があるのか、偉人教育の現状について、家庭における道徳教育や読書活動の推進についての4点をお尋ねいたします。

文部科学省のホームページには、道徳教育は児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生を

よりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものと明記されており、道徳が教科化に至った背景は幾つかありますが、いじめの防止に向け大変重要であるとして平成30年度から、特別の教科道徳と位置づけ実施され、答えが1つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合い、考え、議論する道徳へと質的な転換を図っているとあります。

子供たちが人としての生き方を学び、幅広い知識と教養を身につけ、他者と協力しながら自立した人間として社会に巣立つための基盤を身につけることは、学校教育の目的です。児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境が今後ますます厳しさを増し、様々な問題が生じる中で、子供たちが困難を乗り越えながら、周りの方々と共に生きていく力をつけていくために、道徳教育は重要性を増していくのではないのでしょうか。道徳教育の在り方や現状を質問いたします。

1つ目、現在の道徳教育はどのように行われているのでしょうか。特別の教科道徳とはどのようなものなのでしょうか。文部科学省の学習指導要領には4つの視点から大きく分けられ指導を行うように示されています。

まず、主として自分自身に関する事、これは人として行ってよいことや、うそをついたりごまかしたりしないと徹底して身につけていくべきことです。次に、主として他の人との関わりに関する事。これは身近にいる人に親切にすることや、よい言葉遣いなどに心がけ、人々に感謝をすることです。そして、主として集団や社会との関わりに関する事として、約束や決まりを守る、みんなのために働く、我が国や郷土の文化と生活に親しみ愛着を持つこと。もう一つ、主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事。生きることのすばらしさを知り、命を大切にすること。とても分かりやすく丁寧に示されており、保護者や我々大人にも必要なことが書かれています。授業としてどのように取り組まれているのかを、現状をお尋ねいたします。

2つ目は、どのような課題があるのかをお尋ねいたします。授業の教科である以上、評価を伴うことの難しさは指導者である教師の判断基準など、他の教科のようにはっきりと目に見えるものではないため厳しいように感じます。相次ぐ教員の性暴力など不祥事が明らかになり世の中を騒がせていますが、教師の道徳教育も課題ではないのでしょうか。相応の研修を行うなども必要ですが、教員自身が道徳的に生きるように努力する姿勢を子供たちに見せていくことも大切ではないのでしょうか。道徳教育の課題はどのようなものなのでしょうか。

3つ目は、偉人教育の現状について。ふだんの道徳的な考え方が行いにつながります。歴史上の偉人も決して物語ではなく、その時代に努力し、世のため人のために頑張って生きた姿が多くの人に感動を与え、自分も同じように生きていきたいという指針となるのだと思います。また尊敬できる人物が、私たちと同じ地域の出身であれば、なおさら身近な目標になるのではないのでしょうか。例えば命のビザを発給した杉原千畝など、誰もが尊敬するような方が岐阜県の出身だということで誇らしい気持ちを持つと思います。それが郷土を愛する心となり、毅然とした態度の人道主義を貫いた姿は、今、力を入れている平和教育にも欠かせない精神性ではないのでしょうか。偉人教育の取組の現状をお尋ねいたします。

4つ目に、家庭における道徳教育や読書活動の推進についてです。学校では集団生活での学びが主となり、本来は保護者と共に家庭の中で生活をしながら様々なことを身につけていくものだと思います。家族で触れ合い、互いに慈しむ中で多くのことを学び、豊かな心が育まれていくのではないのでしょうか。近頃は忙しい大人が多く、スマホやパソコンに子守を頼ってしまうことは

理解ができます。デジタル化が家庭にも進む中、童話や昔話などを大人が読み聞かせたり、自分で読書をするといったことは、豊かな心を育むためにも大切な時間となるでしょう。子供向けの書籍は、正直な人はきちんと報われる、意地悪をされた子の心の痛みや善悪とは何かなどが、自分のこととして受け止められるよう、教訓やメッセージが込められています。自分とは違った考え方や異なる環境を知り、なぜこの人は自分と考えが違うのかななどを深く見詰めることができる子供は大きく視野が広がり、家庭や地域、集団生活においても伸び伸びと育っていけると思います。思いやりの心や自分を律することのできる強さは、そこから始まるのではないのでしょうか。家庭における道德教育、読書の推進についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず、現在の道德教育についてお答えいたします。道德教育は道德の授業を行う特別の教科道德を要として、各教科、特別活動、学校の教育活動全体を通じて行われるものです。要となる特別の教科道德は、年間35時間実施されます。指導に当たりましては、児童生徒が自身の内面を見詰め、他者との関係性や社会における役割、さらには生命や自然への畏敬の念を育むことができるよう、教師が一方的に価値観を押しつけるのではなく、児童生徒が自ら考え議論することを通して考えを深める授業を展開しております。

教材は、主に教科書を用い、物語、歴史上の出来事、身近な生活の事例などから、登場人物はどう思ったのか、もし自分だったらどうするのか、なぜそう考えるのかと問いかけ、子供たちは自分の考えを話し合います。1つの答えを探すのではなく、多様な価値観があることを前提に、様々な立場や考え方を出し合い、自分の考えが揺れたり変わったりしながら考えを広げ、深めていきます。その中で、子供たちは自分の考えを整理し、自分はこうありたい、こう行動したいと気づきを持ちます。授業の終末には、ノートやワークシートに学んだことや自分の考えの変化をまとめていきます。教師は子供の発言や記録から、価値の広がり・深まりを見取り、評価していきます。さらには、授業で学び、道徳的価値を意識し、適切な行動につなげることができた、そういった具体的場면을教師が価値づけたり、仲間同士で認め合ったりすることで、道徳的実践力を高めています。教育委員会といたしましては、今後とも指導方法の工夫・改善や教員の研修の充実を図り、道德教育の一層の充実に努めてまいります。

2点目、課題についてお答えいたします。議員がお話されたとおり、特別の教科道德は、他の教科のように評価することはできません。数値による評定を行わず、児童生徒の内面の成長や考えの深まりを記述式で示しています。しかし、道徳性とは、道徳的判断力、心情、実践意欲、態度といった内面的な資質であるため、それが養われたか否かは安易に判断できるものではありません。そのため、教師は1時間の授業での発言や振り返りの記録だけでなく、年間を通して日常の行動観察も行っています。このように多面的に児童生徒の道徳的実践力の高まりや考え方の広がり・深まりを把握し、評価するよう努めております。

次に、御指摘のとおり教育活動はその内容のみならず、指導に当たる教師自身の人間性や行動が児童生徒に与える影響は大きいものと考えております。教師自身が法令を遵守し、誠実で公正

な態度を持って児童生徒に接し、社会の模範となることが不可欠であります。教育委員会といたしましては、道徳教育の充実のため、指導方法や適切な評価の充実に努めるとともに、教員の服務規律や倫理観の徹底を図ります。さらに、教員一人一人が自らの生き方を省み、子供たちの前で胸を張って教育実践ができるよう、研修の充実にも引き続き取り組んでまいります。

他の課題としましては、道徳教育は決して学校内で完結するものではないということです。飛騨市学園構想において重点としている、地域に出て様々な人たちとの関わりの中で、道徳的実践力が育まれるものと考えております。今後も学んだことを地域・社会で発揮する取組を推進してまいります。

次に、偉人教育の現状についてお答えします。児童生徒が、先人の生き方や功績を学び、その中に込められた価値や判断を考えることは、道徳性を育む上で大変意義深いものと認識しております。各学校で使用されている道徳の教科書にも人物資料が多く掲載されております。例えば、小学校6年生では「六千人の命を救った決断―杉原千畝―」、5年生では「みんなと一緒に前へ前へ―池江璃花子―」、中学校2年生では「ヒト・iPS細胞を求めて―山中伸弥―」など、歴史上の人物や現在も活躍を続ける様々な人物の生き方が題材とされており、授業が実践されております。これらの授業では、命の尊さ、平和の大切さ、努力と強い意志など、多様な価値を児童生徒が自ら考え、対話を通して理解を深めております。

お話しいただいたとおり、身近な地域の出身者を題材とすることは、郷土への誇りを育み、ひいては地域社会や国、さらには国際社会への関心を高めるきっかけとなります。特に杉原千畝氏のように、人道的立場から勇気ある決断を下した人物の生き方を学ぶことは、平和教育や人権尊重の観点からも大変意義深いものであると考えております。教育委員会といたしましては、人々の多様な生き方に関する教材を効果的に取り入れることにより、児童生徒が自らの生き方を見詰め直すとともに、地域や世界に貢献しようとする態度を養うことを大切にしていきたいと考えています。今後も、児童生徒にとって身近で意義深い題材の活用を推進し、道徳教育の推進の充実を図ってまいります。

最後に、家庭における道徳教育や読書活動の推進についてお答えします。児童生徒が健やかに成長していく上で、学校での学びとともに、家庭における日常の関わりが極めて重要であることは、教育の基本であると認識しております。市内でもPTAの家庭教育学級の取組として、「夏休みお手伝い大作戦」という実践例があります。食事の配膳、洗濯を畳む、風呂掃除、食器洗いなど、夏休み前に親子で取り組む内容を話し合い、一緒に取り組みます。ありがとうを伝え合うことで、子供たちは、自分のことが好き、自分もいいところがあると自己肯定感を高めるきっかけとなっています。今後も、子供と一緒に楽しみ喜び合う取組を家庭でも大切にさせていただくよう、学校だよりや保護者の研修の場で啓発してまいります。

読書活動に関わっては、童話や昔話、伝記などには、思いやりや勇気、正義、自律心など、人として大切にしたい価値が込められており、これらを親子で読み聞かせ、自ら繰り返し読んだりすることは、情緒の安定を図り道徳性を高めることにつながります。市内の学校におきましては、日常的な学校図書館の利用はもちろんのこと、ボランティアの方やPTAの方の御協力により、朝の読み聞かせの活動が行われております。子供は絵本や紙芝居などのお話を聞くことが大好きで、各自の読書に対する意欲関心も高めています。このような機会を通して、人の喜びや心の痛

み、悲しみが分かり、思いやりがある優しい心を育てています。教育委員会といたしましては、今後も児童生徒が本に親しむ環境を整えるとともに、家庭での読み聞かせや読書の習慣づくりについて、引き続き学校・家庭・地域が連携し、推進してまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○3番（小笠原美保子）

はい、ありがとうございました。順番にまた確認をさせていただきます。

一番初めの道徳教育の現状のところですけれども、やっぱり前々から充実しているなというのはちょっと感じてはいたんですが、やっぱり充実しているなと思います。最近の傾向というか、そういう方針なのだとは思いますが、自発的に動ける子供を増やすというか、何でもやっぱり自分で考えて、自分で行動するっていうことがすごく主になっているっていう感覚なんですけれども、例えば、自分で考えて行動する教育ってもちろん大事だし、これからたくましく生きていかなきゃいけないので必要なんですけども、低学年、本当に1年生になったばかりの子供とか、自分で判断できない内向的な子であるとか、それぞれあると思うんです。やっぱりその基礎の部分、判断するための基礎の部分、いいところ、悪いところであるとか、こういうときには、こうやって人の気持ちをまず考えましようとかっていう基本的なところっていうのは、やっぱりある程度身につけてから、自分で考えて行動するっていう行動に移るのかなって思うんですよ。土台がないのに、うちは建たないようなもので、まず土台づくりというのはどういうふうにしていらっしゃるのか、そこを教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

土台づくりということなんですけれども、繰り返しになりますが、まず道徳教育の要としては、特別な教科道徳の授業の中で、そういった土台づくりも進めていきます。例えば、こちら教科書に、これは低学年ですね、今のおっしゃった、小学校2年生の教材の中に、「およげないりすさん」というお話があります。池の真ん中に島があって、そこにリスさんも一緒に遊びに行きたいというんだけど泳げないんですね。初め、泳げるアヒルと亀が、自分たちだけで行っちゃうんですね。でも、遊んでいるんだけど何か楽しくないと。今度また別のときにリスさんを見て、そのもやもやした気持ちがある中で、じゃあリスさん、一緒に行こうかということのをいろいろ考える中で、亀が、リスさん、じゃあ一緒に行こうと言って、亀の甲羅にリスさんを乗せて一緒に行って、とても気持ちよく仲よく遊べたという、そういうお話なんですけど、これ1つ取ってみても、ただ単に教師が、仲よくしなさいとか、こうあるべきだというんじゃないで、こういった教材を通して、あ、あのとき自分もあの子のことを何か仲間外れにしそうになったなど、あ、僕も今度は亀さんみたいに、自分のできることを考えてやってみようかなとか、みんなで仲よく遊ぶとやっぱり気持ちいいとか、そういうことを教材を通して自分で考え、自分のことを振り返って、どんどん道徳性を高めていくといった授業を積み上げていくわけですよ。

それとともに、こういった教材だけではなくて、当然、子供たちの日常ではいろんなトラブル、これからの子たちでするのでいろんなことがあります。それらの実際に起こった問題を、学校教師は丁寧に取り上げて、それぞれの気持ちを聞いて、それぞれの言い分を聞きながら、これからど

うしていくといいのかということと一緒に考える中で道徳性を高める、そうやって基盤をつくっていくというふうに捉えております。

○3番（小笠原美保子）

丁寧ありがとうございます。多分、この場にいたみんなが勉強になったと思いますので、ありがとうございます。特別の教科道徳というふうに位置づけられましたけども、そのとこで特別という、何か本当に特別な感じがするんですが、平成30年からということで、現場の例えば学校であるとか、生徒であるとか、その始まってからこう変わってきたとか、実感としてあるものがあつたら、この場で教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

これまでも道徳の授業というのは、こういった資料を通して行われていた部分はあります。ただ、特別な教科 道徳というものになってから、より先ほどお話しあったと思いますけれども、自分で考え判断する力をつける、そのためにそれぞれの価値観、思いを交流して、それらを話し合っ、何かこうあるべきというんじゃなくて、自分で納得したところで今後の生活、生き方につなげていくということが、より鮮明に授業の実践の中でも、そして特別活動等の行事の中でも行われているということで、よりよい方向に向かっていると考えております。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ちょっと今伺っていて、ちらっと私、思ったんですけども、みんなが心優しく、思いやりを持って集団生活を送れたらとってもいいんですけども、やっぱりいじめのところで、私、再三、いつもお話をするんですが、そういったおうちの家庭環境のところがすごく大きいなというのを思っているんですけども、そういったときに道徳の評価って難しいと思うんですけども、身につけていただくために、例えば家庭のほうにも関わってくると思うんですが、どうやって保護者のほうにはそこをお伝えしたりとか、共にやってみましょうよというところ、そういう姿勢があるのか、ちょっと教えてください。（籠山議員「議長、議事進行。」と呼ぶ）

○13番（籠山恵美子）

今の質問を聞いていますと、私たち議員がやるべきなのは、教育の環境整備、条件整備でありまして、教育の内容に介入するということは禁じられています。今、お話を聞いていますと、評価はどうするのかとか、そういう内容に入ってきてしまっているの、議長、これは一般質問にはふさわしくないと思います。

◎議長（澤史朗）

今、籠山議員から御意見をいただきました。その辺を踏まえて、答弁ができればお願いします。

□教育長（下出尚弘）

今、籠山議員のおっしゃったことも受けて、学校ではこういった形で豊かな心を育む、そして実践力を養う教育を行っているということで、御理解いただければということをお思います。また、家庭との連携、家庭教育についても生涯学習を中心に、より密に連携をしながら、子供の今の状況を捉えて、それを共有しながら進めていくことを考えております。

○3番（小笠原美保子）

2点目の、先生の資質のところを伺います。不祥事であるとか、不適切な対応がちょっと世間を騒がせておりますけれども。（籠山議員「議事進行。教員の資質とかそういうものになったら、教育の内容ですから、もうやめていただきたいと思います、この質問は。」と呼ぶ）先生の不祥事とか明るみになったときは、どのような対応をされているのでしょうか。例えば不祥事であるとか、そこのところの基準というのがあるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

そういった不祥事等のことが報道された折、あるいはそういった問題が各地で起こった折には、国・県を通じて通知が参りまして、それを基にして、そういった不祥事がないための根絶のための、より教育委員会からの指導、そして研修を行っております。

○3番（小笠原美保子）

これで終わりにします。本当に道德っていうのは簡単な言葉では言えるものではないし、基準ってものが難しいというのは再三、先ほどから出ていらっしゃいますので、ここで論じるものでもないのかもしれませんが、人格形成というものに関しては、もう本当に私たちを含め、死ぬまで追い続けなきゃならない部分であると思います。特に子供時代というのは基礎づくりの大事な時期で、集団生活を身につけるための学校でもあると私は思っております。やっぱり豊かな心を育む、子供たちを育てるとするのは大人の責任でもあると思っておりますし、本当に飛騨市の子供たちが徳のある未来を開けていける子供に育てていただけますように、お祈りをさせていただいて終わらせていただきます。

〔3番 小笠原美保子 着席〕